



# 島根県報

令和3年11月30日（火）

第 265 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	2
島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則	（       "      ）	2

### 【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	3

### 【特定調達公告】

島根県統合管理基盤構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	4
島根県警察本部庁舎及び島根県運転免許センターで使用する電気調達に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則（規則第151号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第5号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（規則第152号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第5号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第151号**

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の一部を改正する規則

島根県肉用雌牛貸付事業実施規則（昭和42年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号中「**㊦**」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県肉用雌牛貸付事業実施規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第152号**

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「**㊦**」を削る。

様式第2号中「**㊦**」を削る。

様式第3号から様式第5号までの様式中「**㊦**」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

### 島根県告示第708号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市高佐町847から850まで、847-内1、848-1、848-2、859、859-内1、860、3588から3590まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

847・847-内1・848-1・848-2・849・850・859・3588・3589（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、848

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第709号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

令和3年5月19日 変更

令和3年5月31日 変更

令和3年11月24日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

#### 第1 くろまぐろ（小型魚）

##### 1 島根県に配分された漁獲可能量

101.1トン

##### 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	27.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	72.1トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

#### 第2 くろまぐろ（大型魚）

##### 1 島根県に配分された漁獲可能量

30.6トン

##### 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	30.5トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年11月30日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 件名及び数量

島根県統合管理基盤構築運用保守業務 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

#### 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年10月19日

#### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目14番10号

- 5 随意契約に係る契約金額  
73,896,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年11月30日

島根県警察本部長 池田 宏

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札の件名
    - ア 島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式
    - イ 島根県運転免許センターで使用する電気調達 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 調達期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
  - (4) 調達施設
    - ア 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部庁舎
    - イ 島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター
- 2 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- 3 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
  - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (5) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録されている者であること。

- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (10) 入札説明書において示す「誓約書」を提出できる者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線2241～2243）

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

###### ア 交付期間

本公告の日から令和4年1月7日（金）正午までの間

###### イ 交付場所

島根県ホームページ上 ([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/))

##### (2) 入札説明会

実施しない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年1月7日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による提出にあっては、提出期限までに必着していること。）
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所等

##### (1) 日時

ア 1(1)アに係るもの 令和4年1月20日（木） 午後2時

イ 1(1)イに係るもの 令和4年1月20日（木） 午後3時

##### (2) 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

- (3) 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年1月19日（水）午後4時までに到着していること。

#### 8 その他

##### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約期間における予定使用電力等による相当金額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

## (1) Subject matter of tender :

a Name of procurement : Supply of Electricity to be used by Shimane Prefectural Police Building.

b Name of procurement : Supply of Electricity to be used by Driver's License Center, Shimane Prefectural Police Building.

## (2) Time limit for tender :

a 2 : 00 p.m. January 20, 2022

b 3 : 00 p.m. January 20, 2022

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on January 19, 2022)

## (3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,

Shimane Prefecture Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. from 2241 to 2243)